

日本近代史講座…先の大戦に至った歴史上の転換点を求めて

第4回 第一次世界大戦の影響

はじめに

大正三年（一九一四年）七月二十八日に第一次世界大戦が勃発し、英国は八月四日にドイツに宣戦布告しました。当時青島を根拠地とするドイツ太平洋艦隊の艦船が東アジアや太平洋に出没して英国や豪州の艦船を攻撃しました。中国は自国領土内や租借地に戦闘行為が及ぶ事を懸念して六日に局外中立を宣言しました。英国は八月七日に、日本が参戦して洋上に遊弋するドイツの艦船撃破を依頼してきました。加藤高明外相は日英同盟を發動して海上での艦船撃破のみならず青島攻略を含む東アジア・太平洋全域にわたる軍事行動を主張して閣議決定されました。英国は陸上に戦闘が及ぶと中国での貿易に支障を来すとして日本に参戦依頼を取消して来ました。日本は戦闘地域を限定する条件で英国を説得して八月二三日にドイツに宣戦布告し、南洋諸島や青島を占領しました。更に欧州諸国が戦局に忙殺されている隙を突いて中国に、利権の強化と追加を目指した二十一カ条を要求しました。大戦終了後のヴェルサイユ講和条約では欧州大陸関係の問題は処理されたものの、太平洋・極東地域については戦争の後始末の一環として未解決の問題が残されていて、米国がワシントン会議を提唱しました。

一、対華二十一カ条要求

当時の日本外交の最大の懸案事項は関東州の租借期限、南満洲鉄道関係の権益期限の延長でした。大隈内閣が第一次世界大戦への参戦を決定し、元老・井上馨は、元老・山県宛に「今回の欧州大禍乱は日本国運の発展への天佑として英仏露三国と行動を共にして、日本の利権を確立すべし」と提言しました。山県も「今回の欧州大乱は人種間の闘争であり、日本はこの間に对中国政策の根本を創建しなければならぬ」と述べ、欧州の事は欧州人に任せてその間日本は中国の権益を強化すべし、というのが加藤外相のみならず政財界の大方の考え方でした。大正三年一月七日青島占領するや、加藤外相の指示により小池張造外務省政務局長が対中華要求内容を取纏めました。要求の眼目は、関東州租借権（期限一九二三年）並に南満洲鉄道経営権（期限一九三九年）・安奉鉄道（奉天～安東）経営権（期限一九二三年）の期限の延長でした。いざ要求をまとめる段になると陸軍・実業界や元老からの要求が殺到して篩い落としが困難になり二十一項目を羅列して要求書とし、大正四年一月一日日置益北京公使が中華民國袁世凱大總統に対華二十一カ条要求書を手渡ししました。

対華二十一カ条の概要は次の通りでした。

- 第一号（一条～四条） 山東省のドイツ所有権益の日本への継承の承認並に山東鉄道の敷設権の承認
- 第二号（五条～十一条） 関東州の租借期限、南満洲鉄道・安奉鉄道の権益期限を九九年間に延長並びに日本の権益拡大（居住往来権・土地建物の賃借及び所有権・商工業自由化・鉱山採掘権等）
- 第三号（一二条から一三条） 中国の製鉄会社・漢冶萍公司の日中合弁化の件
- 第四号（一四条） 中国沿岸の港湾・島嶼を外国に譲渡・貸与しないこと
- 第五号（一五条から一六条） 懸案事項その他の解決について

- 一五条、中国政府に政治経済軍事顧問として日本人を雇用すること
- 一六条、中国内地の日本の病院・寺院・学校に対して、その土地の所有権を認めること
- 一七条、必要性のある地方の警察を日中合同とするか、又は警察官庁に日本人を雇用すること
- 一八条、日本から兵器の購入、又は日中合弁の兵器廠を設立
- 一九条、南昌を中心に鉄道敷設権を日本に与える
- 二〇条、福建省の鉄道・鉱山・港湾に関する外資導入に際してはまず日本と協議する
- 二一条、日本人の布教権を認める

二二ヶ条の中で最も紛糾したのは第五号でした。加藤外相は列強の疑惑を避ける為**第五号**を除いて、英国や米国にその内容を通知しましたが、中国側が全容を公表しましたので、一層疑惑が強まってしまいました。対中華交渉でも**第五号**は無視されたまま八〇余日間の会談の末決裂しました。日本政府は**第五号**を除外した上で最後通牒を發しました。中国在留日本人に引揚げ準備を指示して開戦の危機感を煽り立てました。中国政府は欧米列強による干渉を期待しました。米国は英・仏・露三国に協同干渉を提案するも拒絶されて、米国は独自に中国の領土保全・門戸開放並に米国の対中国に係る権利条項に抵触する条約は承認しないと表明しました。英国は第五号を削除した事を評価した上で、日本との武力抗争は賢明ではないと袁世凱大總統に受諾を勧告しました。露仏両国は日本の要求を妥当と評価しました。袁世凱政府の期待した程に欧米列強の強い干渉が無く、遂に五月九日に日本の要求を受入れました。日本国民は戦勝浮かれ気分でしたが、丁度日本人が日清・日露戦争を経て日本国民と意識し始めたと同様に、一時的に下火になった日本移民排斥運動が激化する要因になりました。

二、石井・ランシング協定

アジア地域の限定的な戦闘に参加しただけの日本が対華二二カ条を要求して中国で權益を拡大しつつある現状に米国は反発していましたが、一九一七年四月に米国もドイツに宣戦布告して欧州に大軍を輸送するに際して日本との協力の必要性が生じました。日本は、ロシアと四次に渡る日露協商により満州權益を確保しましたが、ロシア革命により破綻を来して、ロシアに代わって米国との協調を模索し、これ以上拔駆けの行為はしないとして米国の疑念を払拭すべく、石井菊次郎特命全權大使を米国に派遣しました。ランシング國務長官と交渉して一九一七年一月二日に日米共同宣言「**中国の門戸開放・機会均等並に中国本土や滿州・東蒙古地域に於ける日本の特殊的地位の承認**」に署名しました。この協定はワシントン会議の九ヶ国条約成立に伴い廃棄されました。

三、ワシントン会議

(1) 会議の意義

第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和条約で日本が中国・山東省利権の拡大並に太平洋地域に於ける属領地を拡大したことにより、各国の權益の相互尊重、太平洋地域の安全保障と中国の門戸開放・機会

均等・領土保全について協議する必要が生じました。更に第一次世界大戦で戦勝国となった連合国は海軍力の増強を進め、その経済負担は各国とも国家予算を圧迫した為に海軍軍縮が要請されていました。大正一〇年（一九二二年）七月米国のハーディング大統領が「海軍軍縮」と「太平洋周辺の権益の調整」を議題とするワシントン会議を提唱しました。その頃日本は第一次世界大戦後の反動不況に突入しているながら、陸海軍の軍事費予算は国家予算の五〇％に近い規模に膨張して、日本経済は米英との海軍の建艦競争に耐えられる状況になく、原敬首相は軍事予算の軽減を図り、国際的な平和協調路線外交として参加を決定しました。日本は全権代表に貴族院議長・徳川家達、海軍大臣・加藤友三郎大將（海軍会議担当）、駐米大使・幣原喜重郎（海軍以外の会議担当）を派遣しました。当時の中国は、北部の北京政府は奉天派（張作霖）と直隸派（呉佩孚）の連合政権で、ワシントン会議終了後の四月には張作霖と呉佩孚が奉直戦争を起す程不安定な政権でした。一方中国の南部は第二次広東政府（孫文非常大統領）でした。孫文は会議開催を知るや広東政府を中国の正式政府として会議参加を申しましたが、米国は広東政府の参加を拒否して北京政府（全権代表・王寵惠、前駐米公使・顧維鈞、駐米公使・施肇基）を会議に招待しました。大正一〇年一月一日ワシントンD・Cで開催され、米国初の国際会議であり、世界の主導権が英国から米国に移った会議として注目されました。会議では海軍軍縮条約・四ヶ国条約・九ヶ国条約・山東還付条約が大正一二年二月六日に調印されました。

(2) 海軍軍縮条約

当時日本は八・八艦隊建造計画を日露戦後から着手し加藤友三郎大將も海軍大臣として推進していましたが、大正八年には第一次世界大戦下の好景気も終息し反動不況に突入していました。進行中の八・八艦隊建造の年次予算だけで国家予算の二九％を占めて、加藤海相自身その計画が過大であったと認識しつつも、自国防衛の為に会議では対米七割を主張しました。結局、英米日仏伊の比率五・五：三：一・六七：一・六七並に太平洋地域の現状維持条項を挿入した条件で、敢然と受諾しました。¹加藤全権の腹積りは「軍艦の数よりも寧ろ太平洋地域の軍事施設を現状維持に制限することであり、グアム島に難攻不落の要塞でも作られたならば対米七割でも戦争は難しい。現状維持であれば六割でも戦えない事はない」でした。会議に傍聴していた加藤寛治軍令部次長は「対米七割が確保出来ないならば日本は会議を脱退して帰国する」と発言して各国代表を驚かせました。加藤海相は加藤次長を叱責して曰く「日本が会議を脱退したならば会議分裂の国際的責任を問われ、平和を乱す軍国主義者の汚名を蒙る。君は専門委員で全権は私である。私を差置いて脱退帰国する等と勝手な声明を出す事は絶対許さん。海軍中將にもなってそれ位の事が判らんのか。今後こういう事があれば君だけ帰国を命ずる。」加藤次長（海兵一八期）にとって加藤海相（海兵七期）は一期先輩の上に、海軍兵学校・砲術学校時代の教官でしたので位負けして全く頭が上がりませんでした。この加藤次長の不満は八年後のロンドン軍縮会議で爆発し、濱口内閣を苦境に迫らむ事になりました。会議後に加藤海相は「国防は国力に応ずる武力を備えると同時に国力涵養が必須である。一方では外交手段により戦争を避ける事が国防の本義と信ず。国防は軍人の専有物にあらず」と述べています。ワシントン会議では主力艦の保有比率しか定めなかった為に各国を補助艦建設競争に走らせる結果となり、補助艦制限の会議として次期のロンドン会議が開催され

る事になりました。会議の開催に当たって日本政府から代表团に暗号電報で容認可能な最低比率を六割と指示しました。米国陸軍諜報担当ヤードリーがこれを傍受・解読した為に、会議の始めに日本が対英米七割を主張しましたが、結局六割迄下げさせられました。この盗聴解読の成功を契機として米国はその分野の技術機関を一層拡充して、後年の太平洋戦争では日本の暗号電報が殆んど解読されました。加藤友三郎は、高橋是清内閣総辞職後に総理大臣兼海軍大臣に就任して自ら海軍軍縮を実行し、山梨半造陸相に陸軍軍縮を実行させました。この海陸軍の軍縮の結果、大正九年度の決算では歳出総額の四九%（七億三千万円）に達していた軍事費は、大正一五年度の決算では二七・五%（四億三四百万円）迄低下したのでした。

(3) 四ヶ国条約…日英同盟の廃棄

第一次世界大戦中に英国はド級戦艦 (Dreadnought 一九〇六年建造の新型戦艦) を多数建造し、日本も大規模な八・八艦隊建造を計画して既に一部着工していました。米国のメディアは、日英同盟は大西洋と太平洋から米国を包囲攻撃する軍事同盟であり、米国の脅威であると宣伝して、日英同盟廃棄を叫んでいました。² 英国は大英帝国維持の為にスエズ以東で日本の協力は不可欠とし同盟存続を必要としていましたので、更新時期が来ていた日英同盟の内容を実質的に変更せずに米国を加えて日米英三国同盟を提案しました。ヒューズ長官は英国提案の日米英三国同盟条約案については何ら発言せず棚上げにしました。恐らく米国のモンロー主義の伝統から連邦議会の説得は困難とみたのでしょう。原首相は事前に幣原代表に「出来れば日米英三国同盟の継続で解決」と訓令していましたが、幣原代表は英国提案に代えて「重大な問題が起きた時は関係国間で互いに協議する」という軍事同盟骨抜き試案を米英両国に提示すると英国も了承し、ヒューズ長官はフランスも入れた四ヶ国間討議を提案し、幣原代表は何等異論を挟さずに同意した為に日米英仏の四ヶ国会談となりました。四ヶ国会談になればフランスを除く日米英三国同盟を協議する筈はありません。この試案を基に日米英仏四ヶ国で協議が進められた結果、「太平洋方面の島嶼たる属領地に関する権利を尊重」と定めただけの実効性のない四ヶ国条約を一二月一三日に調印しました。日本にとって全く価値の無い四ヶ国条約の調印は重大な決断でした。陸奥宗光以来先人が作り上げ、二〇年間積み重ねてきた日英同盟という財産を本国政府に相談せずに個人の判断で捨て去りました。これは明らかに幣原代表の失策でした。日米英三国こそ太平洋・極東問題に利害を有する大国であったからです。「ハリマン・桂覚書」を小村外相が拒否せずに南満鉄道共同経営に調印していれば、ソ連の脅威に備えて此の時日米英三国同盟が成立した公算が高く、中国の共産主義化も防止されて、その後の世界情勢は大きく変貌していたでしょう。アジア地域に有力な軍事力を持たないフランスを入れて、しかも対象地域は「太平洋方面の島嶼たる属領地」では、中国問題は対象外の紳士協定に陥るのが必定でした。ヒューズ長官は日米英三国同盟案では上院での条約批准が困難として保留にしたのでしようが、その場合は英国に米国の説得を委せて日英同盟のみ署名発効し、米国には参加を開放しておく事も可能でした。

(4) 中国に関する九ヶ国条約

中国問題に対する日本政府の方針は、日露協約や石井ランシング協定を基礎とする南満州・東蒙古の権

益の確保を前提として世界各国との平和協調外交を推進することでした。原首相は一月四日午後七時過ぎに暗殺されましたが、その直前に中国人の薫顕光（反日ジャーナリスト、国民政府指導により南京虐殺事件の宣伝記事を発表。後年、中華民国の駐日大使、駐米大使）のインタビューを受けて「現在の我が満州蒙古政策は既に獲得済みの權益保護にあり、それ以上獲得しようと思っていない」と明言していました。その発言の中の「それ以上」とはベルサイユ条約でドイツから日本に移った山東関係の租借地・鉄道事業等の權益を意味していました。原首相が言及した満州・東蒙古の既得權益確保を考慮すれば、日本の特殊權益を認めた石井ランシング協約の継続か、或は日本の特殊權益を条約に加味すべきでした。³ 内田康哉外相も石井・ランシング協約に明記された「満州・東蒙古地域に於ける日本の特殊地位の承認」の文言の残留を指示しましたが、幣原は「日本の貿易業者や実業家は欧米人より地理的に恵まれて中国人の欲求・嗜好を熟知しており自由平等な競争に優位な立場にあるのだから、今更優先的排他的權利を必要としない」とした信念の下に「日本の特殊的地位の承認」を放棄しました。日露戦争時代に獲得した權益や日英同盟を死守するのを旧外交とすれば、英国に代わって世界をリードする米国を重視して、その主張する門戸開放・機会均等に賛同する新外交に幣原は日本の新しい針路を託しました。昭和時代の幕開けに昭和恐慌と世界大恐慌に遭遇し、更に満州事変が勃発するや幣原の新外交政策が挫折してしまった事は歴史上の現実でした。満州国承認に際して内田康哉外相が行った演説「たとえ国を焦土にしても満州国の權益堅持の主張は譲らぬ決心である」は明らかに旧外交の最たるものでした。米国のヒューズ長官の中国問題に関する新しい条約に対する意図は、中国の門戸開放、通商の機会均等、領土・主権の保全を確認して中国のナショナリズムの高揚を背景として日本を抑制する事でした。ここで幣原代表は大胆な提案を行なっています。当時は未だ大国が総てを決め、その上で大国は利害を有する小国に配慮すれば十分で、原首相の指示も「できれば三国で解決」にも拘らず、軍縮会議参加国の日米英仏伊に加えて太平洋に植民地をもつオランダ・ポルトガル・ベルギー 更には中国をも加えるべきだと主張しました。その提案を受けてヒューズ長官も賛同して会議は九ヶ国会議となりました。招待を受けた中国は喜び、幣原は中国がその好意に感謝してその新外交に協力を期待しましたが、現実には逆効果になり新外交は中国に日本は弱いといった不釣り合いな自信をもたせました。九ヶ国会議の主要議題は「内乱状態にある中国の主権、独立並びに領土的・行政的保全を尊重し、中国に安定した政府を確立するように最大の機会を与える事を約束し、中国の門戸開放と機会均等の原則を相互に尊重する事」でした。議論の前提に中国領土の範囲を大正二年に袁世凱大統領政権を清国の継承政権として日英仏独等一三ヶ国が満州・内蒙古を含む清国の版図の一体性を認めた「一三ヶ国共同承認時の版図」と定義しました。この時点で九ヶ国条約により中国の満州を含めた一体性が承認されたのでした。その結果「満州事変は九ヶ国条約違反」と主張するスチムソン國務長官のスチムソン・ドクトリン、即ち満州国不承認政策宣言の根拠になったのでした。

(5) 山東半島問題の解消

山東半島問題については、パリ講和会議で顧維鈞中国代表が執拗に山東半島返還を求めたのに対して、原敬首相は牧野伸頭代表宛に「日本がまず山東半島をドイツから引継ぐ事について中国と絶対妥協す

るな」と訓令を発し、英仏両国も「ドイツから日本引継ぎ」に同意しました。中国代表はドイツからの山東半島直接返還を主張して条約調印を拒否しました。原首相の真意は「第一次世界大戦時にドイツ軍を排除して青島占領後、日本人が多数居住し、山東鉄道に多額の投資をした経緯もあり、中国に返還する前に当該権利・資産について中国と交渉する必要上、一時的にもドイツから日本に譲渡されなければならぬ。ドイツから直接中国に引渡されては、日本が中国と交渉する権利は無くなる」と主張したのでした。中国は講和会議で山東半島返還を拒否されて、講和会議中の大正八年五月四日に全国規模の反日五・四運動が起り、一年以上も続きました。その後日本から中国に山東省返還問題について中国に直接交渉を提起したものの、中国側は二国間交渉を拒否し、ワシントン会議に持ち越されていました。会議は、幣原代表と王寵恵代表（ちようけい）の二者会談とし、英国サー・ジョルダン、米国マクマレーがオブザーバー参加しました。その結果、①山東省租借地及び公有財産の無条件返還 ②日本側敷設の山東鉄道は、中国が「一五年満期外債で四千万円支払」の買収条件で、結着しました。

出典… 「日本の歴史 23 大正デモクラシー」 今井清一著 中央公論社

「外交五〇年」 幣原喜重郎著 中公文庫

「幣原喜重郎とその時代」 岡崎久彦著 P H P 研究所

「日英同盟」 平間洋一著 P H P 新書

「原敬と山県有朋」 川田稔著 中公新書

脚注… 1 幣原喜重郎 六八頁

2 岡崎久彦 一九二〜一九四頁

3 岡崎久彦 一九九〜二〇一頁

第一号 山東省について

- 一、山東省のドイツ所有の權益を日本が継承する
- 二、山東省内とその沿岸島嶼を他国に譲与・貸与しない
- 三、芝罘ちいふまたは龍口と膠州湾から済南に至る鉄道を連絡する鉄道の敷設権を許可する
- 四、山東省の主要都市を外国人の居住・貿易のために開放する

第二号 南満洲鉄道及び東部内蒙古について

- 五、旅順・大連（関東州）の租借期限、南満洲鉄道と安東・奉天鉄道の權益期限を九九年に延長する（旅順・大連は一九九七年迄、南満洲鉄道と安東・奉天鉄道は二〇〇四年迄）
- 六、日本人に対し、各種商工業上の建物の建設、耕作に必要な土地の貸借・所有権を与える
- 七、日本人が南満洲・東部内蒙古に於て自由に居住・往来し各種商工業等の業務に従事を許す
- 八、日本人に対し指定する鉞山の採掘権を与える
- 九、他国人に鉄道敷設権を与える時、鉄道敷設の為に他国から資金援助を受ける時、又諸税を担保として借款を受ける時は日本政府の同意を得る

一〇、政治・財政・軍事に関する顧問教官を必要とする場合は日本政府と協議する

一一、吉長鉄道の管理・経営を九九年間日本に委任する

第三号 漢冶萍公司（中国最大の製鉄会社）について

- 一二、漢冶萍公司を日中合弁化し、中国は日本の同意無く同公司の権利・財産を処分しない
- 一三、漢冶萍公司に属する諸鉞山について同公司の承諾なくして他者に採掘を許可しない。又同公司に影響が及ぶ恐れのある措置をとる場合は、まず同公司の同意を得る

第四号 中国の領土保全について

一四、沿岸の港湾・島嶼を外国に譲渡・貸与しない

第五号 中国政府の顧問として日本人を雇用する事、その他

- 一五、中国政府に政治経済軍事顧問として有力な日本人を雇用する
- 一六、中国内地の日本の病院・寺院・学校に対して、その土地の所有権を認める
- 一七、此迄は日中間で警察事故が発生する事が多く、不快な論争を醸した事も少なく無かつた為、必要性のある地方の警察を日中合同とするか、又はその地方の中国警察に多数の日本人を雇用する事とし、中国警察機関の刷新を図る

一八、一定の数量（中国政府所有の半数）以上の兵器の供給を日本より行ない、或いは中国国内に日中合弁の兵器廠を設立し、日本より技師・供給を仰ぐ

一九、武昌と九江を連絡する鉄道、及び南昌・杭州間、南昌・潮州間の鉄道敷設権を日本に供与

二〇、福建省に於ける鉄道・鉞山・港湾の設備（造船所を含む）に関して外国資本を必要とする場合はまず日本と協議する

二一、中国に於いて日本人の布教権を認める

ロバート・ランシング國務長官より石井菊次郎特命全權大使宛の公文書 日付一九一七年一月二日
 「石井菊次郎閣下… 支那共和国に関して、貴国と我国の利害を共通する諸問題に付、両者会談意見の一致したものと了解事項を茲に通知する。近頃屢々流布する有害な風説を一掃せんが為に、茲に閣下と本官は支那に関し兩國政府が等しく胸中に思う希望及び意向に付き、より一層公然たる宣言をなすを得策と思惟す。合衆国及び日本国兩政府は、領土相接近する国家間（支那と日本の意）には特殊の關係を生ずる事を承認す。日本の所領に接壤する地方（筆者注…滿州・東蒙古の意味か）に於て特に然りとす。尤も支那の領土主権は完全に存在するものにして、合衆国政府は日本国がその地理的位置の結果、右特殊の利益を有するも他国の通商に不利なる偏頗の待遇を與え又は条約上支那の従来他国に供与せる商業上の權利を無視する事を欲するものに非らざる旨の日本国政府累次の保障を全然信頼す。合衆国及び日本国兩政府は、毫も支那の独立又は領土保全を侵害し若くは列国臣民は人民が商業上及び工業上に於ける均等の機会を完全に享有するを妨害するものについては兩國政府は何国政府たるを問わず之を獲得するに反対なる事を互いに声明す。本官は貴我双方間に意見の一致せるものと了解する。前記各項に対し閣下の確認を得ん事を希望する。ロバート・ランシング署名」

補足説明…海軍軍縮制限に関する五ヶ国条約

「主力艦の保有制限数量」…

アメリカ	一八隻	五二五、〇〇〇トン、	イギリス	二〇隻	五二五、〇〇〇トン、
日本	一〇隻	三一五、〇〇〇トン、	フランス	一〇隻	一七五、〇〇〇トン
イタリア	一〇隻	一七五、〇〇〇トン			

このほか現存するもの並に建造中のものは全て廃棄する。各国の保有する事ができる主力艦の代替は、一〇年後（一九三一年）迄は起工しない。但しフランス、イタリアに限り一九二七年から起工してもよい。各国とも不慮の事変等で減艦した場合、直ちに代替建造は可とす。代替主力艦一隻のトン数は三万五千トン以下、備砲口径一六吋以下とする。

「補助艦の制限」…一隻のトン数を一万トン以内、備砲の口径を八吋以内。合計排水量は無制限

「防備制限」…日米英三国は左記各自の領土及び属地に於て要塞及び根拠地に関し本条約署名時に於る現状を維持する事。

(1) フィリピン、グアム、サモア、アリューシャン諸島等、アメリカが太平洋に於て領有し、又は将来取得する事あるべき属地。但しアラスカ島及びパナマ運河地帯海岸に近接する島嶼及びハワイ諸島は制限外とする。

(2) 香港及びイギリスが東経一一〇度以東の太平洋に於て領有し又は将来取得することあるべき島嶼たるべき属地。但しカナダに近接する島嶼、オーストラリア連邦およびその領土及びニュージージーランドを除く。

(3) 千島諸島、小笠原諸島、奄美黄島、琉球諸島並に日本が将来取得する事あるべき太平洋に於る島嶼たる領土及び属地

「条約の効力」… 本条約は一九三六年二月三十一日迄効力を有する。但し其の二年前迄にアメリカ政府に条約廃止の意志を通告する国無き時は、締約国の何れかが廃止を通告する日から二年を経過する迄引続き効力を有する。締約国の何れかが為したる廃止通告が効力を生じた日より一年以内に締約国全部は会議を開催する。

補足説明…太平洋方面に於ける島嶼属領地に関する四ヶ国条約

米国、英国、仏国、日本国は一般の平和を確保し且つ太平洋方面に於ける其の島嶼属領地に関する其の権利を維持する目的を以て之が為条約を締結するに決し、左の如く協定せり。

第一条 締約国は互いに太平洋方面に於ける其の島嶼たる属地及び島嶼たる領地に関する其の権利を尊重すべきことを約す。締約国の何れかの間に太平洋問題に起因し且前記の権利に関する争議を生じ外交手段に依りて満足なる解決を得ること能わず且其の間に幸に現存する円満なる協調に影響を及ぼす虞ある場合に於いては右締約国は共同会議の為の締約国を招集し当該事件全部を考量調整の目的を以て其の議に付すべし。

第二条 前記の権利が別国の侵略的行為に依り脅威せらるるに於ては締約国は右特殊事態の急に応ずる為共同に又は各別に執るべき最有効なる措置に関し了解を遂げんが為充分に且隔意無く互に交渉すべし。

第三条 本条は実施の時より十年間効力を有し且右期間満了後は十二月前の予告を以て之を終了せしむる各締約国の権利を留保の下に引続き其の効力を有す。

第四条 本条は締約国の憲法上の手続に従い成る可く速に批准せらるべく且ワシントンに於て行わるべき批准書寄託の時より実施せらるべし。一九一一年七月一三日ロンドンに於て締結せられたる英国及日本国間の協約は之と同時に終了するものとす。

補足説明…中国に関する九ヶ国条約

第一条 支那国以外の締約国は左の通り約定す

- (1) 支那の主権、独立並その領土的及行政的保全を尊重する
- (2) 支那が自ら有力且安固な政府を確立維持する為最完全にして且最障碍無き機会を供与する
- (3) 支那領土を通じ国民の商業及工業に対する機会均等主義を有効に樹立維持する為各国尽力する
- (4) 友好国の臣民又は人民の権利を減殺すべき特別の権利又は特権を求むる為支那に於る情勢を利用する事を及右友好国の安寧に害ある行動を是認する事を差控える

第二条 締約国は第一条に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる条約・協定取極又は了解を相互の間に又は格別に若くは協同して他の一国又は数国との間に締結せざるべき事を約定す

第三条 一切の国民の商業及工業に対し支那に於ける門戸開放又は機会均等主義を一層有効に適用するの目的を以て支那国以外の締約国は左を要求せざるべく又各自国民の左を要求する事を支持せざるべき事を約定す

(1) 支那の何れかの特定地域に於て商業上又は経済上の発展に関し自己の利益の為一般的優越権利を設定するに至る事あるべき取極

(2)支那に於て適法なる商業若は工業を営むの権利又は公共企業を其の種類の如何を問わず支那国政府若は地方官憲と共同経営するの権利を他国の国民より奪うが如き独占権又は優先権或は其の範囲、期間又は地理的限界の關係上機会均等主義の實際的適用を無効に帰せしめるものと認めらるるが如き独占権又は優先権；；

第四条 締約国は各自国民相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範囲を創設せんとし又は相互間の独占的機會を享有する事を定めんとするものを支持せざる事を約定す

第五条 支那国は支那に於ける全鉄道を通じ通じ如何なる種類の不公平なる差別をも行い又は許容せざるべき事を約定す。殊に旅客の国籍、其の出発国若は到達国、貨物の原産地若は所有者、其の積出国若仕向国又は前記の旅客若は貨物が支那鉄道に依り輸送せらるる前若は後に於て之を運搬する船舶其の他の輸送機関国籍若は所有者の如何に依り料金又は便宜に付直接間接に何等の差別を設けざるべし。

補助説明・滿州及び東部内蒙古に於ける日本の特殊權益 出典：「小村外交史」 信夫淳平著 外務省編

日露講和条約後の滿州善後条約に基く權利に属し、ほぼ完全に実行されつつある權益

- 一、行政権・関東州租借地・滿鉄幹線付属地
- 二、鉄道の経営権・南滿州鉄道・吉長鉄道
- 三、鉄道守備兵駐屯権
- 四、南滿州鉄道沿線鉅山の採掘・経営権・撫順炭鉍・鞍山及び本溪湖の鉄鉍
- 五、滿州内地の居住往来及び営業権
- 六、日支電信協約による電信連絡、付属地の通信機関
- 七、東部内蒙古の農事及び付属工業の合弁経営権
- 八、鴨緑江の森林截伐権
- 九、滿蒙に於ける裁判立会権及び共同審判権
- 一〇、各種商工業上の建物の建設、耕作に必要な土地の貸借・所有権